

令和6年2月26日現在

令和6年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス
研究推進委託事業
お問い合わせ等に対する回答

共通部分

Q1

e-Rad 公募一覧に掲載されました標記公募について確認ですが、

- 1 動植物検疫における AI を活用した X 線画像解析による輸入検査技術・システムの開発に向けた調査研究
 - 2 海洋環境の変化を踏まえた貝毒低減等安全性向上に係る技術開発、検証
- の二課題での公募となりますが、「機関承認の有無」について、1 は「研究機関単位」、2 は「研究者単位」となっています。
- 1 と 2 で機関承認方法が異なるという理解でよろしいですか。

二課題について、「募集する応募の単位」について、「研究者単位」に揃え、「所属研究機関の承認要否」は両課題とも「必要とする」に修正しました。

個別課題部分

【動植物検疫における AI を活用した X 線画像解析による輸入検査技術・システムの開発に向けた調査研究】

Q1-1

事業のゴールとしては、検査場への導入を想定していますか。

研究成果の帰属について、事業の中で受託者（研究機関）が開発したものを誰でも導入できるものにするのか、あるいは受託者がアプリケーションの導入の権利を得るということなのでしょうか。

研究のゴールとしては、現場で使える輸入検査技術・システムを開発し、それらを現場導入いただくことです。当事業では、限られた予算と期間の中でどこまでできるのかは予断できませんが、最終年度の研究成果を確認した後、別途対応することとなります。

また、原則、成果は委託者（農林水産省）に帰属します。一方で、必要な手続きを行うことで、受託者側へ知的財産権を実施する権利について設定することが可能となります。詳細は、HP 掲載の契約書案等を参照してください。

Q1-2

記載の金額は税込みになりますか。また、二年度目以降の予算はどうなりますか。公募説明会資料 7 ページに記載している「必要な研究」の①～③は、令和 6 年度で実施するのか、それとも令和 8 年度までの 3 年間で実施するものですか。

記載の金額は税込みです。実施期間の二年度目以降の予算は、前年度予算より減額となる場合があります。

公募説明会資料 7 ページに記載している「必要な研究」の①から③については、令和 8 年度までの 3 年間で可能な限り実施していただくことになります。

Q1-3

検証する品目の順番について、初年度は種子、苗の検証のみとし、令和 7，8 年度に畜産物も含めての対応で良いですか。畜産物も初年度から取り組む必要がありますか。

それとも、いつどの検証をするのかという計画も受託者側に任せられているのですか。

検証する品目の順番については、制限は設けていません。しかし、種苗類だけでなく畜産物も対象となるので、取り組むスケジュールは受託者と相談するものの、種苗類と畜産物を並行して進めていただくことが望ましいです。

検証については、農林水産省が有している動植物検疫の検査官や検疫探知犬による従来の方法に関するデータ等と突き合わせながら、検証に取り組みやすい方法を相談して事業を進めていきたいと考えております。

Q1-4

提案書の記載内容として、3年目までの計画が必要なのでしょうか。1年目は1年間という期間を確保できないものと思料しています。6月から事業を開始すると10か月間の契約になるのでしょうか。

X線の撮影装置は受託者が調達するのか、それとも検疫所が保有している場合は、借り受けることができますか。

初年度は10か月間の契約となる可能性があります。企画提案書には3年間で実施する計画について記載してください。

企画提案書は、審査委員会で審査を実施します。採択された後に、実施する研究内容について、企画提案書を基に研究実施計画書を作成いただきます。

X線撮影装置は、植物防疫所及び動物検疫所では保有していません。そのため、受託者がリース等でX線撮影装置を調達するほか、自社でX線撮影装置を持っている場合はそれを使用いただき、模擬郵便物を作製して実証試験を行うことも想定しています。その他の技術によりX線画像をご用意いただける場合は、ご検討下さい。

Q1-5

公募説明会資料21ページ目の事後評価について、

- ・年度毎の評価となりますか。
- ・年度毎の評価となる場合、初年度の研究活動で行政施策に活用可能となった場合は、残りの2年間の研究と並行するような形で行政施策や措置を実施していくのですか。

事後評価は、3年間の研究課題であれば3年間の研究期間が終了した後に実施します。毎年度実施するものではありません。

研究期間の終了を待たずして成果を行政施策や措置に活用していく例もあります。

【海洋環境の変化を踏まえた貝毒低減等安全性向上に係る技術開発、検証】

Q2

海洋環境の多様性というのは、現場環境に重要と考える養殖生産物というイメージですか。

また、研究成果について「ガイドラインを策定」とあるが、ガイドラインの冊子のような資料を最終年度に完成させるのか、それとも報告書として提出すればいいのですか。

麻痺性貝毒の原因プランクトンの発生抑制手法に関わる研究については、地域によって対象となる養殖生産物の種類が変わるため、すべての魚種を対象にできないと承知しています。まずは、室内や疑似環境で実施した後、地域での主要魚種について養殖も含めて検証することを想定しています。

ガイドラインについては、3年間で現場実装できる状態の冊子等の資料として完成いただければそれに越したことはありませんが、少なくとも室内試験の手順などを最終年度報告書として作成いただければと思います。どういう形にできるかは、研究の進捗・実績に応じ、研究運営に係る会議等において相談させていただきます。

以上